

紀の川ぶるぶるファンクラブ規約

(名称)

第1条 当クラブの名称は、紀の川ぶるぶるファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）とします。

(目的)

第2条 このファンクラブは、紀の川市のファンとして紀の川市を応援するファンクラブ会員（以下「会員」という。）によって構成され、紀の川市の魅力を発掘・発信し、ファンの輪を広げることを目的とします。

(事務局及び運営)

第3条 ファンクラブ事務局は、一般社団法人紀の川フルーツ・ツーリズム（以下「事務局」という。）とします。なお、運営については事務局と紀の川市観光振興課（以下「観光振興課」という。）で行うこととします。

(事業)

第4条 ファンクラブは、第2条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、サービスの設定その他必要な事業を行うこととします。

(会員)

第5条 会員は、第2条の目的に賛同のうえ、事務局に入会の申し込みをし、登録された者で構成します。

(入会手続き)

第6条 ファンクラブに入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、所定の入会申込書を事務局に提出するか、HP（【公式】紀の川フルーツ・ツーリズム）内「紀の川ぶるぶるファンクラブ」ページから入会を申し出ます。

2 入会希望者は、入会の申し込みにあたり、次に掲げる事項に同意していただきます。

(1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報を台帳に登録すること。

(2) ファンクラブの運営上必要な場合に限り、事務局及び観光振興課が前号の情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。

(1) 入会申込にあたり、虚偽の内容があった場合

(2) 入会を承認しない正当な理由がある場合

(3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、または宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行う目的等である場合

4 事務局は入会希望者の申し込みを受理したときは、速やかに台帳に登録を行い、当該入会者に対して、会員証を発行します。

5 会員証は、他人への貸与または譲渡をしてはなりません。

(入会費及び年会費)

第7条 ファンクラブの入会費及び年会費は、無料とします。

(禁止行為)

第8条 会員は、ファンクラブが提供するサービスの利用にあたっては、次の行為を行ってはなりません。

(1) 他の会員、第三者若しくはファンクラブの著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 他の会員、第三者若しくはファンクラブを誹謗中傷する行為又はファンクラブの運営を妨げる行為

(3) 事実と異なる情報若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為

(4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 事務局及び観光振興課の承諾なくファンクラブの情報若しくはファンクラブが発行する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(6) その他法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(会員資格の有効期限及び届出義務等)

第9条 会員資格の有効期限は特に定めのないものとします。また、会員証を紛失した場合や申込内容等の個人情報に変更が生じた場合は、事務局へ速やかに届け出ることとします。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が事務局に退会届を提出したときは、当該会員は会員資格を喪失することとします。なお、退会届は任意の様式とし、住所・氏名及び退会の意思を記載したもので届け出するものとします。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができることとします。

(1) 第8条の各号に掲げる行為を行ったとき

(2) 申込内容に虚偽の記載があったとき

(3) 会員の登録住所・電話番号・メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合又は既に使われていない等の理由により連絡を取ることができない場合

(4) その他事務局が会員として不適当であると判断したとき

(個人情報の取扱い)

第11条 事務局及び観光振興課は、本会の運営上必要な場合以外の目的で、会員の個人情報を利用又は第三者に提供することはしません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(損害賠償)

第12条 事務局及び観光振興課は、ファンクラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償義務を負わないものとします。

(規約の変更)

第13条 事務局及び観光振興課は、ファンクラブの運営上必要が生じ、規約を変更した場合はホームページへの掲載等の方法により、会員に対して内容変更を周知することとします。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については別途定めることとします。

附 則

この規約は、令和2年5月1日から施行します。